

香川労働局発表

令和2年11月30日

担 当	香川労働局雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 中井 直美 室長補佐 横井 陽子 【電話】087-811-8924 【夜間】087-811-8928 HP: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a>

## 改正女性活躍推進法等説明会を開催します

香川労働局（局長：本間<sup>ほんま</sup> 之輝<sup>ゆきてる</sup>）は、県内の企業を対象に、職場環境の整備改善に向けた適切な取組を促進するため、下記のとおり説明会を開催いたします。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正女性活躍推進法」）が昨年6月5日に公布され、本年6月から順次施行されています。また、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム・有期雇用労働法」）が本年4月から施行され、来年4月1日からは中小企業にも適用されます。

よって、ハラスメント防止措置の義務化や同一労働・同一賃金への導入に係る中小企業支援の取組として説明会を開催するものです。

### 記

- 1 名称 改正女性活躍推進法等説明会
- 2 日時 令和2年12月1日(火) 10:00~11:30・13:30~15:30  
令和2年12月3日(木) 13:30~15:30
- 3 会場 高松サンポート合同庁舎北館低層棟2階アイホール  
(香川県高松市サンポート3-33)
- 4 定員 各回40人程度(同一内容で3回開催します。)
- 5 内容 (1) 改正女性活躍推進法について  
(2) ハラスメント防止対策について  
(3) パートタイム・有期雇用労働法について  
(4) 改正育児・介護休業法について
- 6 主催 香川労働局

※各回とも定員に達したため、申込受付は終了しております。

※当日報道機関の取材は可能です。

<添付資料>

別添 リーフレット「改正女性活躍推進法等説明会」